

第78回全国大会 パネル②
情報・信頼・市場の質

1910～30年代台湾における 肥料市場の展開と取引メカニズム

平井 健介

本稿では、日本植民地期台湾における肥料市場の展開を考察し、農民の肥料需要を支えた取引メカニズムについて、以下の3点を解明した。第1に、農民の肥料購入アクセスは、当初は農会のみであったが、農民の肥料需要が増大・多様化する中で、台湾人肥料商が新たに加わったこと。第2に、農民は肥料購入に際して金融・不正肥料問題に直面していたが、これらの問題は制度的な対応（産業組合などの金融機関の設置、同業組合、肥料取締法の施行）では解消するには至らなかったこと。したがって、第3に、農民は、金融・不正リスクを軽減してくれる信頼出来る相手との取引を通じて、これらの問題を解消していくことである。農会の肥料事業は、金融的便宜の提供とともに、不正へのインセンティブがないため、農民にとって信頼できる相手であった。また、市場取引において農民が選んだのは粉と肥料を扱う兼営土壠間であり、兼営土壠間は、前貸し制と結びついた肥料取引の下では不正を行なうインセンティブをもたないため、農民にとって信頼するに足る存在であった。

はじめに

本稿の主題は、日本植民地期台湾の台中州を取り上げ、稲作をめぐる肥料市場の展開を考察し、農民の肥料需要を支えた取引メカニズムを解明することである。

周知のように、日本植民地期の台湾は、日本の「食糧原料基地」として位置づけられ、米・砂糖の増産が要請される中で、日本と同様に、肥料を多投する農業が展開していた。しかし、清朝期の台湾においては、農民は施肥習慣に乏しく肥料を購入することはほとんどなかった。したがって、日本の要請の下に台湾が「食糧原料基地」化されていく過程は、農業レベルにおいて、農民に肥料需要が形成され、肥料取引が円滑に行われていく過程でもあったのである。

¹⁾ 肥料需要の形成過程においては、地方農政を担った農会の役割が重要であった。筆者は別稿で肥料需要形成における農会の役割について検討し、農会の肥料事業は肥料需要の創出にとって重要なだけではなく、農民が市場から退出した際の肥料供給主体として機能することで、農民

* 本稿は、慶應義塾大学大学院経済学研究科・商学研究科／京都大学経済研究所連携グローバルCOEプログラム「市場の高質化と市場インフラの総合的設計」による研究成果の一部である。本稿の作成に当たり、中田裕啓氏（杉原産業株式会社）、柳沢遊教授（慶應義塾大学）、林満紅教授（中央研究院近代史研究所）、財団法人三井文庫には史料の閲覧でお世話になった。記して感謝申し上げる。

1) 台湾の農会については、李力庸『日治時期台中地区的農会與米作』台北：稻鄉出版社、2004年；やまだあつし「1910年代台湾の地方農政－米種改良事業を中心として－」『名古屋大学人文社会学部研究紀要』13（2002年11月），などの研究がある。

[大会パネル] 1910~30年代台湾における肥料市場の展開と取引メカニズム（平井健介）

の肥料需要を支えていたことを明らかにした。²⁾ 本稿では、こうした点を踏まえ、残された課題である、農民の肥料取引がどのように展開していたのかについて考察することとなる。

先行研究において、稻作をめぐる肥料取引についてはほとんど検討が加えられてこなかった。³⁾ 米穀業史研究では、植民地への産米増殖要請の高まりを背景に、1920年代に導入された生産性の高い蓬萊米の生産量が増大する中で、肥料消費量も増大したという、部分的な言及にとどまってきた。たとえば、川野重任は、「多肥農業の発展、とりわけ巨額の購買肥料を施用すると云ふ形に於ける集的農業への移行が、急速且顯著なる形に於て見られたのは、云ふまでもなく蓬萊米の出現以後のことである」とする。⁴⁾ また、涂照彦は、台湾米穀業について1920年代、とりわけ蓬萊米普及以後を分析している。⁵⁾ 一方、肥料流通に関する研究として、長妻廣至および林満紅の研究を挙げることができる。⁶⁾ 長妻は1920年代の三井物産台南支店の肥料取引について考察し、三井物産にとって農会が重要な販売先であったことを指摘する。また、林満紅は「満洲国」建国以後、台湾人商人が台湾・満州間貿易に参入することで国際経験を蓄積したとし、重要な取扱品目の1つに大豆粕を挙げている。

しかしながら、これらの先行研究は、第1に、肥料市場の構造と変容が解明されていないという問題を有している。すなわち、米穀業史研究では、1920年代における肥料消費の量的な増大が指摘されるのみであり、質的な変化が見られたのか、質・量双方の変化が供給構造にどのような変化をもたらしたのかが不明である。また、供給面では、長妻によって1920年代の三井物産-農会間関係が解明されているが、それも供給全体の一部分でしかない。本論で明らかにするように、第一次大戦を境に多くの台湾人肥料商が台頭しており、台湾の肥料市場は、需要構造と供給構造の双方で大きな変化を遂げていたのである。本稿では、第1節において、1900~30年代における肥料市場の需給構造の変容を解明する。

第2の問題点として、肥料取引、とりわけ農民の肥料購入に際していかなる問題があったのかを検討してこなかったことが挙げられる。肥料は安価なものではないため、農民は肥料購入資金を融資する主体を必要としていた。また、第一次大戦後の肥料取引では様々な不正が横行しており、農民が良質の肥料を必ず購入できるとは限らなかった。すなわち、肥料を購入する農民が抱えていた問題は、農村金融問題と不正肥料問題の2つに集約される。こうした問題に対しては総督府、農会、肥料業界において様々な対策が講じられた。金融問題については銀行、1913年の

2) 平井健介「台湾の稻作における農会の肥料事業（1902-37年）－台中の事例－」『日本植民地研究』22（2010年6月）。

3) 甘蔗作に用いられる硫安については、済照宏「植民地期および戦後復興期台湾における化学肥料需給の構造と展開」田島俊雄編『20世紀の中国化学工業－永利化学・天原電化とその時代－』東京大学社会科学研究所、2005年、所収、がある。

4) 川野重任『台湾米穀經濟論』有斐閣、1941年、75頁。

5) 涂照彦『日本帝国主義下の台湾』東京大学出版会、1975年。

6) 長妻廣至「戦前期三井物産の台湾における活動」長妻廣至遺稿集刊行委員会『農業をめぐる日本近代一千葉・三井物産・ラートゲン』日本経済評論社、2004年、所収；および林満紅「日本植民地期台湾の対満州貿易促進とその社会的意義（1932-1941年）」秋田茂・籠谷直人編『1930年代のアジア国際秩序』溪水社、2001年、所収。

産業組合法によって設立された産業組合、農会の事業として農業倉庫などの金融機関の設立が挙げられ、不正問題については肥料取締法や同業組合による品質検査の実施などが挙げられる。本稿では、第2節において、こうした制度が金融・不正問題を解決できたのかについて考察し、その限界を指摘する。解決されないとすれば、これらのリスクは、取引当事者の間で解決される必要があることを意味する。そこで、第3節では、農民－農会間関係と共に農民－肥料商人間関係に焦点を当て、これらのリスクがどのようにして解消され、農民の肥料消費が増大していったのかを解明する。

1 肥料市場の構造

(1) 農会による肥料需要の創出

清朝期の台湾では、農民が肥料を購入する習慣はほとんどなかった。たとえば、1860年代のイギリス領事報告によれば、「他の産糖地は甘蔗に肥料を与えるため大量の大粒・大豆粕を輸入するが、⁷⁾ 台湾では全く輸入されない。(中略) 土壤が大変肥えているため、施肥は必要でない」とされている。海關統計に記載されている大豆粕輸入量は、領事報告の内容を裏付けるものである。すなわち、海關統計に最初に大豆粕が登場するのは1880年であり、270担と極少であった。⁸⁾ その後、1890年代に増大するが、それでも2,000～4,000担に過ぎなかった。

日本による領有後、台湾総督府は無施肥生産を問題視し、農民に施肥を行わせる必要性に迫られた。台湾の肥料需要を形成したのは、地方農政を担った農会の肥料事業である。台湾の農会は、地方名望家や地方官庁によって設立された後、1908年に台湾総督府によって組織化されていくこととなる。⁹⁾ 農会では、試験場などにおいて科学的見地に立った肥料・施肥情報が生産されていた。しかし、これらの情報を伝播するには問題があった。それは、第1に、台湾では農民の施肥習慣が乏しかったことであるが、それ以上に重要であったのは、第2に、総督府による再編後の台湾の農会が、単なる勧農組織にとどまらず、地方官庁による農政の遂行機関として、警察権力の介入を通じて農村を掌握するようになっていたことである。¹⁰⁾ したがって、こうした特徴を持つ農会の生産した肥料情報が農民の信用を得ることは困難であった。農会は、肥料情報を農民に信用される情報へと転換する必要があり、そこでは情報の信頼度を高めるメカニズムの利用・形成が目指された。

① 老農・保正の利用

農会は、基本的に保甲制度および老農の利用を通じて情報を伝達することを企図した。保甲制

7) Irish University Press Area Studies Series, *British Parliamentary Papers, China, Embassy and Consular Commercial Reports, 1854-1899*, 42 Vols., Shannon, Ireland: Irish University Press, 1971-1972. (Commercial Report) Commercial Report on Takow, 1866, p. 73.

8) 黄富三・林満紅・翁佳音『清末台湾海關曆年史料（I）（II）』台北：中央研究院台湾史研究所，1997年。

9) 1937年に台湾農会が設立されるまでの台湾における農会は、各地方庁の農政の遂行機関として機能したため、事業内容も各農会で異なっていた。

10) やまだ「1910年代台湾の地方農政」。台湾の農会組織については、李『農会與米作』に詳しい。

[大会パネル] 1910~30年代台湾における肥料市場の展開と取引メカニズム（平井健介）

度は、中国伝統の自治組織であり、10戸で「甲」、10甲で「保」が組織され、各甲、各保にはまとめ役として甲長・保正が置かれた。村はいくつかの保によって形成されることとなる。保甲制度は19世紀末には有名無実化していたが、総督府が1898年に発布した保甲条例を通じて、再組織された。再組織化後の保甲制度は、地方行政の補助機関としても機能し、保正は地方官庁がしばしば招集した保正会議などで告知される農会の事業を遂行したり、保甲内の農民に伝えたりした。「保内第一流の人物」が担当する保正と「甲内の名望家」が担当する甲長が「保甲内の住民に対して常に教戒指導の任に当たるべき使命を有」していたので、保甲制度は一種の情報伝達システムとなつたのである。¹¹⁾他方、老農は篤農家とも呼ばれる新技術の導入に積極的な農民であり、総督府や農会の事業に協力するように各村から1~数人選抜され、1910年には台湾全土で554名にのぼった。¹²⁾そして、農会は、農閑期を利用して保正および老農を各地の派出所に強制招集し、綠肥生産技術を習得する綠肥事業や、様々な農業知識・技術の習得を目的とする農事講話会・農事講習会・農事視察へ参加させた。

これらの肥料事業において、新技術の導入に積極的な老農にはスムーズに情報を流布できた。老農の役割は、生産力の向上を通じて、その農法を一般の農民に示すことであり、農民が老農から種子を購入することもあった。¹³⁾一方、保正の多くは商人や農業に従事しない地主などであり、情報の流布は困難であった。例えば豊原のある保正は、肥料を各農家に配布する契約書に捺印したにもかかわらず実行しなかったことを農会に詰問された際、「農会から脅迫されて仕方なく捺印したからだ」と答えている。¹⁴⁾しかし、農事講習会が「全管内に亘り米作地保正全部を当該区に召集」されて行われるなど、保正は強制的に農法を習得させられた。したがって、「綠肥栽培の慣習なき地方に二十ヶ所の綠肥栽培試作田を設置し（担当する保正には——引用者注）綠肥種子を補給するの外、綠肥代を補助し之が試作の成績に依り地方農民に栽培の模範を示」すために、1907年より始められた綠肥試作田事業が、1909年には「其成績良好なるを見て農民自ら進て之れが栽培を行ふの氣運に達した」とされるように、「保内第一流の人物」である保正を介すことによって、農会の生産した情報は農民に比較的スムーズに伝播した。このように、保甲制度は情報の信頼度を高めるメカニズムの1つとして機能しており、農会によって積極的に利用された。

② 農業組合の設置

ただし、保甲制度の利用だけでは必ずしも十分ではなく、農会は情報の信頼度を高めるメカニズムを確立するための取り組みを行っていた。

- 11) 以上、保甲制度については、杵淵義房『台灣社會事業史』徳友会、1940年、992、1006、1020頁。
- 12) 大日本篤農家名鑑編纂所編『大日本篤農家名鑑』1910年、536-540頁。李によれば、篤農家の多くは大地主などではなく、中小の自作農であったとしている（李『農会與米作』168頁）。
- 13) 李力庸が張瑞茂氏（1926年生）に行った聞き取りにおいて、張氏は「農民はどの老農が高品質の糞を販売しているのかを保正に尋ねていた」と答えている（李『農会與米作』256頁）。
- 14) 張麗俊著（許雪姬・洪秋芬編纂・解読）『水竹居主人日記 第二卷』台北：中央研究院近代史研究所、2000年、317頁。
- 15) 『台灣農事報』（「大正七年各府農会経費及事業經營概要」第142号、1918年9月）29頁。
- 16) 『台灣農事報』（「明治四十二年度各府農会事業計画：台中府農会」第36号、1909年11月）48頁。同（「台中府農会明治四十二年度事業成績」第54号、1911年5月）52頁。
- 17) 『台灣農事報』第54号、52頁。

ズムを新たに形成する必要性に迫られた。1919年度の台中庁農会報には、「府下の農事改良施設並に指導奨励は府及び本会に於て直接農家に対して行ひ来れるものにして其成績見るべきもの不少と雖農家の多くは智誠低級にして理解力に乏しく啻に世運に遅るるの傾向あるのみならず往々官庁農会の方針に対して誤解を抱くものあり」とあり、事業開始から10年以上経っても、農会の事業を信頼していない農民が存在していたことが分かる。そこで農会は「進んで農事改良を徹底的たらしむる目的を以て並に本会の事業として町村農会に類似せる農業組合を府下全般に亘りて設置せしむることとし（中略）農会施設事業の各般に亘りて関与せしめ之か遂行上の補助機関たらしめ尚ほ地方農事改良上の自治機関として運用せしむることとし、1919年7月以降、各地に農業組合を設置していった。¹⁸⁾ 農業組合の職員の多くは、各地の保甲書記を兼務する台湾人であった。¹⁹⁾ 農会は、農業組合を台湾人によって運営させることで、農政の一部を台湾人に委譲し、情報の信頼度を高めようとしたのである。

以上のようなメカニズムの利用・形成を通じて、1910年代には農民の肥料需要が創出されていくこととなったのであり、これが後の肥料消費の増大を支えた要因の1つである。

(2) 肥料需給の構造

① 肥料貿易

表1は、台湾の肥料輸移入量を示したものである。まず、輸入について見てみよう。輸入は1903年の大豆粕1万担を嚆矢とし1909年を境に急増し始め、1916年に100万担、1920年には180万担に達した。その後、第一次大戦後の不況の中で1921年に急減するが、1920年代半ばに再び急増し、1929年には400万担を突破した。種類別に見てみると、ほとんどが稻作に用いられる大豆粕であり中国東北部から輸入された。1920年代に入るとヨーロッパから硫酸アンモニウム（以下、硫安）が輸入され始め、主に甘蔗作に用いられた。次に移入を見てみよう。移入量は1920年代までは100万担前後で推移し、1930年代の好況期に入って急増した。種類別に見てみると、輸入とは異なって品目が多岐にわたっていることが読み取れる。すなわち、硫安、過磷酸石灰、調合肥料といった化学肥料を中心であり、主に甘蔗作に利用された。ここからは、硫安において競合が見られるものの、概して有機質肥料（大豆粕）を輸入し化学肥料を移入するという、輸入・移入間の接み分けを形成しながら、台湾の肥料輸移入量が増大していったことが分かる。

稻作に用いられる大豆粕の貿易に従事した商人について、各商人の取扱量を示した表2を見てみよう。史料の制約から1930~32年の取扱量しか判明しなかったが、表からは、肥料貿易に従事した貿易商人は、日本商社だけでなく、多岐にわたっていたことが分かる。すなわち、三井物産に代表される日本商社の取扱量は全体の40~50%にとどまっており、在台日本商人（杉原産業）が約30%，台湾人商人が10~20%，²⁰⁾ 肥料会社が10%前後を占めていた。とりわけ、在台の

18) 以上、台中庁農会『会報 第11号（1919年度）』1920年、37-38頁。

19) たとえば、台中州農会『会報 第14号（1922年度）』1923年、83頁。

20) 林満紅は1932年の満州国建国以降に台湾人商人が積極的に台満貿易に進出したことを指摘するが、大豆粕に関する限り、1920年代には台湾人商人の活発な貿易が展開していたことが窺える。林満紅「日本植民地期台灣の対満州貿易促進とその社会的意義（1932-1941年）」秋田茂・籠谷直人編『1930年代のアジア国際秩序』溪水社、2001年、所収。

[大会パネル] 1910~30年代台湾における肥料市場の展開と取引メカニズム (平井健介)

表 1 台湾の主要肥料輸入量 (1903~35年) (単位:担)

年	大豆粕		硫酸アンモニウム		過磷酸石灰		調合肥料	
	輸入	移入	輸入	移入	輸入	移入	輸入	移入
1903	10,570	n. a	0	0		n. a		n. a
1904	12,005	n. a	0	0		n. a		n. a
1905	10,745	n. a	0	0		n. a		n. a
1906	13,303	n. a	0	0		n. a		n. a
1907	21,163	n. a	0	0		n. a		n. a
1908	17,227	n. a	0	0		n. a		n. a
1909	125,963	n. a	0	0		n. a		n. a
1910	287,005	n. a	0	0		n. a		n. a
1911	289,136	97,380	0	0	163,224			n. a
1912	617,356	93,818	0	0	426,653			n. a
1913	506,278	21,681	0	0	439,392			n. a
1914	551,366	75,534	0	0	417,835			n. a
1915	898,111	50,505	0	0	651,564			n. a
1916	1,013,161	111,955	0	0	837,958			n. a
1917	1,150,060	206,855	0	0	1,003,774			n. a
1918	1,188,942	16,470	0	0	629,176			n. a
1919	1,569,495	62,474	0	0	312,610		279,029	
1920	1,868,079	21,478	0	0	306,750		392,910	
1921	1,374,323	7,817	43,028	73,821	212,222		373,676	
1922	1,579,757	425	37,482	113,967	215,641		324,511	
1923	1,687,783	197	89,299	148,060	245,273		198,994	
1924	2,438,923	7,779	179,352	278,080	454,244		345,742	
1925	3,000,601	121	502,445	259,599	567,574		260,642	
1926	2,792,326	39,541	736,022	158,020	562,935		166,283	
1927	2,878,510	6,507	1,137,459	135,117	665,794		115,684	
1928	2,745,668	33,806	1,553,278	129,871	699,888		183,104	
1929	2,818,732	14,678	1,206,840	247,888	649,416		161,231	
1930	2,945,664	25,834	1,384,820	575,874	584,918		200,965	
1931	3,359,163	0	1,506,723	314,279	535,244		307,466	
1932	3,353,848	0	651,135	867,182	696,713		381,533	
1933	3,161,844	0	669,147	968,564	835,136		590,726	
1934	3,753,881	26,789	989,204	1,269,298	990,239		595,917	
1935	3,524,380	6,129	853,870	1,625,626	1,044,731		804,426	

出所) 台湾総督府財務局税務課『台湾貿易四十年表』1936年、307-309、673-676頁。

商人で取扱量の約50%を占めていたことは特筆すべきで、台湾における肥料需要の増大は、これらの商人に新たなビジネスチャンスを提供するものとなっていたのである。

② 島内肥料取引

次に、これらの肥料が台湾内部においてどのように取引されていたのかを考察しよう。肥料需要が形成されていない植民地化初期の台湾において、貿易商人の取引対象は農会に限られていた。というのも、農会は、肥料需要を形成するための肥料事業の一環として、農民に対して肥料共同購買事業（以下、共同購買と略記）を実施していたからである。台中農会は1910年より、大豆粕・過磷酸石灰・調合肥料を対象に共同購買を開始し、当初は第一期作用の肥料しか扱わなかつたが、²¹⁾ 1922年以降は第二期作用の肥料も扱うようになった。農会は、管轄内の購入希望者からの申請を取りまとめ、作付けが始まる約2カ月前に一般競争入札に付した。表3は稻作で使用さ

21) 詳しくは平井「農会の肥料事業」75-76頁。

表2 商人別大豆粕輸入量（1930～32年）

(単位：担)

	1930年			1931年			1932年		
	輸入	移入	合計	輸入	移入	合計	輸入	移入	合計
日本商社									
三井台北	310,219	0	310,219	607,414	0	607,414	744,941	0	744,941
三井高雄	686,637	1,564	688,201	664,698	0	664,698	402,870	0	402,870
三菱台北	0	0	0	0	0	0	64,409	0	64,409
安部幸	0	0	0	5,980	0	5,980	91,899	0	91,899
在台日本商人数									
杉原産業	690,487	0	690,487	726,691	583	727,274	983,519	0	983,519
日本肥料会社									
日清製油	327,610	0	327,610	137,637	0	137,637	172,475	0	172,475
多木合名	0	168	168	0	0	0	0	0	
在台肥料会社									
台湾肥料	10,579	0	10,579	0	0	0	3,680	184	3,864
台湾商人									
義恒発商行	10,653	0	10,653	12,420	0	12,420	85,604	0	85,604
王如春商店	14,720	0	14,720	12,880	0	12,880	17,020	0	17,020
泰安商行	184,521	5,476	189,997	144,578	0	144,578	2,100	0	2,100
英南商行	100,280	0	100,280	102,960	0	102,960	127,490	0	127,490
金徳裕合記商行	27,140	0	27,140	1,213	0	1,213	4,900	0	4,900
和栄商会	109,360	900	110,260	37,030	0	37,030	47,380	0	47,380
恒裕商行	39,146	0	39,146	29,440	0	29,440	28,380	0	28,380
合計	2,511,352	8,108	2,519,461	2,482,942	583	2,483,525	2,776,666	184	2,776,850

出所) 台湾銀行調査課『肥料に関する調査物並資料』1934年、附表。

れた主要な肥料である大豆粕の入札状況を示したものである。入札に参加する商人は大量の肥料を取引するだけの資力が必要となるため、当初は三井物産や駅伝社などに限られたが、第一次大戦期～1920年代には盛進商行や杉原商店など在台日本商人の台頭も見られるようになった。大口取引であるため、肥料輸入商にとって農会との取引は重要な商売であった。

農会の肥料事業の影響を受けて、農民の肥料需要が急速に増大したが、それは需要量の増大のみならず、元肥に加え追肥に対する需要が増大するという質的な変化を伴ったものであった。このことは、農会・製糖会社の購入時期ではない4～5月および8～10月の大豆粕輸入比率が、植民地化当初は1～2%に過ぎなかったのに対し、1920年代には20～30%に増大していたことからも裏付けられる。²²⁾ 農会の共同購買は主に元肥需要に応えるものであり、追肥需要を捉えたのは島内の台湾人肥料商であった。彼らがいつ頃から営業を開始するようになったかは不明であるが、1920年には台湾全土に879名の肥料営業者がおり、台中はその30%（約260名）を占めたとされる。²³⁾ また、三井物産の史料によると1920年代半ばに台湾中南部には約300名の肥料商がいたとされている。²⁴⁾ 1923年の台中州において、大豆粕の供給（稲作以外も含む）は農会が32%，製糖会社が7%，肥料商人が59%となっていたように、第一次大戦以降の肥料供給では肥料商人のプレゼンスが高まっていたのである。²⁵⁾ 台湾の稲作における肥料消費は、先行研究が指摘する1920

22) 台湾総督府税關『台湾貿易月表』1909-13年、1916-29年各月。

23) 「肥料の奨励と取締法の急務（二）」『台湾農事報』第203号（1923年10月）16頁。

24) 三井物産台南支店長「支店長会議参考資料」1926年、三井文庫所蔵、物産387、61頁。

[大会パネル] 1910~30年代台湾における肥料市場の展開と取引メカニズム (平井健介)

表 3 台中農会の大豆粕入札状況 (1910~1926年)

年	数量 (塊=46斤)	単価(円)	額(円)	商人	契約日	用途	原表記載
1910		1.50		三井物産	1910.11.20	1911年度第一期作用	
		1.68		三井物産	1911.2.8	1911年度第一期作用	
		1.72		三井物産	1911.3.10	1911年度第一期作用	
1913	90,889	1.73	157,238				
1914	589	1.17	691	駅伝社	1914.12.18	1915年度第一期作用	
	82,742	1.26	104,412	駅伝社	1914.12.18	1915年度第一期作用	
1915	140,036	1.43	190,484	駅伝社	1915.11.9	1916年度第一期作用	
1916	264,483	1.45	384,399	盛進商行	1916.10.24	1917年度第一期作用	
1917	44,301	2.05	90,728	盛進商行	1917.11.1	1918年度第一期作用	「藤川類藏」注2参照
1918	378,126	2.33	880,655	三井物産	1918.10.19	1919年度第一期作用	「藤川類藏」
1919	622,251	3.23	2,011,115	三井物産	1919.9.29	1920年度第一期作用	
1920	576,151	2.60	1,497,416	三井物産	1920.10.2	1921年度第一期作用	
1921	502,403	2.59	1,303,233	杉原商店	1921.10.24	1922年度第一期作用	
1922	58,697	2.40	140,579	杉原商店	1922.4.24	1922年度第二期作用	
	250,000	2.30	573,750	三井物産	1922.8.28	1923年度第一期作用	
	138,482	2.05	283,493	大倉商事	1922.8.18	1923年度第一期作用	
1923	154,168	2.45	377,712	三井物産	1923.5.17	1923年度第二期作用	
	125,607	2.15	270,055	三井物産	1923.10.27	1924年度第一期作用	
	323,878	2.36	765,000	三井物産	1923.12.11	1924年度第一期作用	
	5,863	2.55	14,951	三井物産	1924.1.18	1924年度第一期作用	
1924	146,037	2.50	36,531	三井物産	1924.5.8	1924年度第二期作用	「土井滋治」注4参照
	19,651	2.50	49,128	杉原商店	1924.5.31	1924年度第二期作用	「土井滋治」
	4,920	2.70	13,274	三井物産	1924.10.2	1925年度第一期作用	「土井滋治」
	2,408	2.70	6,497	杉原商店	1924.10.6	1925年度第一期作用	「土井滋治」
	218,853	2.66	579,173	三井物産	1924.10.30	1925年度第一期作用	「土井滋治」
	195,133	2.59	504,860	大倉商事	1924.11.27	1925年度第一期作用	「佐倉侃二」注4参照
	197,016	2.65	522,959	三井物産	1924.11.25	1925年度第一期作用	「土井滋治」
1925	142,200	2.56	363,861	三井物産	1925.4.30	1925年度第二期作用	
	81,362	2.67	216,911	杉原商店	1925.5.14	1925年度第二期作用	
	314,973	2.80	881,515	三井物産	1925.10.5	1926年度第一期作用	
	355,445	2.63	933,399	大倉商事	1925.11.7	1926年度第一期作用	
1926	354,243	2.55	901,548	大倉商事	1926.4.19	1926年度第二期作用	「佐倉侃二」
	178,245	2.14	382,157	三井物産	1926.9.30	1927年度第一期作用	「土井滋治」
	203,293	2.08	423,458	三井物産	1926.11.25	1927年度第一期作用	「土井滋治」

- 注) 1 1910年は『台湾農事報』第70号、附録48頁。1913年は『台湾農事報』第91号、68頁。1914年以降は、台中農会『会報』各年。
- 2 商業興信所『第36回日本全国諸会社役員録』商業興信所、1928年、下編691頁より、盛進商行社員と判明。
- 3 鈴木辰三『台灣民間職員録大正12年』台灣商工社、1923年、142頁より、三井物産台中出張所首席と判明。
- 4 台中州農会『会報第17号(1925年度)』124-125頁に、「三井物産株式会社土井滋治」「大倉商事会社佐倉侃二」と記載あり。

年代半ば以降の蓬萊米生産の開始を契機とする量的な増大だけではなく、それ以前の時期における元肥から元肥+追肥という質的な変化と、そういう形での需要の増大に応える台湾人肥料商の台頭に支えられていたと言えよう。

これらの台湾人肥料商に対して肥料を販売したのは、三井物産など旧来の勢力よりも、日清製

25) 台湾総督府殖産局農務課『肥料需給調査』1925年、46-55頁。

油や杉原商店、台湾人貿易商など第一次大戦後に台頭した新興勢力であった。日清製油は「(大正)9年10月には中国東北部特産品の台湾市場開拓のため、台北と高雄に出張所を設け、当社の豆粕販売高は中国大豆の取り扱いも含めて台湾総需要の²⁶⁾6割に達した」とされ、三井物産の資料では「(日清製油は)一般小売機関として高雄に出張所を設置し台北と連絡を保ち専門の本島人ブローカーを介し専ら売約に労め居り昨冬来其の売約高に於て当店(三井物産)を凌駕するの勢なり」とされている。²⁷⁾ 杉原商店は1920年に高雄に設立され、大連の伊丹商店から大豆粕を購入して台湾で肥料を販売した。²⁸⁾ 杉原商店は「地方商人向けの販売に努力」することを目標としたが、その理由について「各地区の農会入札には、種々の資格制限が設けられていて、やはり相当の資力と実績を持っている商社でないとこれに参加できなかったためである」とされている。²⁹⁾ これらの新規参入者は、従来からの肥料の買い手である農会や製糖会社との取引が困難であるという消極的な理由から、肥料商人に販売する方針を採ったのである。しかし、三井物産の台南支店長が支店長会議において「(肥料商人との取引に)於て資力薄弱なる同業者の活動を容易ならしむ本島輸移入高の趨勢に就て見るに二、三流筋の取扱高逐年増加の傾向にあるは之を如実に物語るものなり此秋(1926年)に當り当店は製糖会社並に農会引合は無論の事一般小口引合に特に力を傾注するにあらざれば本商内の發展望むべからざるのみならず同業者に対する昔日の地位を維持する事さへ困難なるべし(傍点は引用者による)」と報告しているように、肥料商人への売込みは、あらゆる貿易商人にとって重要となっていたのである。³⁰⁾

本節では、台湾における肥料流通について考察した。農会の肥料事業を通じて肥料需要が量的・質的に拡大した結果、日本商社・農会間に限定されていた肥料流通は、1920年代以降、新興貿易商や台湾人肥料商を巻き込んで多様化していった。次節では、これらの主体と農民間の取引を考察する前に、農民が肥料を購入する際にどのような問題があったのかについて考察することとする。

26) 日清製油株式会社 80年史編さんプロジェクトチーム『日清製油株式会社 80年史』日清製油株式会社、1987年、26-27頁。

27) 台南支店「参考資料」56頁。

28) 杉原佐一『思い出の記—激動の70年間を生きぬいた記録一』私家版、1980年、杉原産業株式会社所蔵、27頁。伊丹商店は伊丹安太郎の個人商店として1918年哈爾濱に設立され、1920年に大連に本店を移し大豆粕の投機取引で巨利を得たが、第一次大戦後の不況の中で投機に失敗し経営不振に陥った(日清興信所「満洲特産商興信録(大連支部)」同『満洲特産事情』1925年、所収、3-4頁)。その結果、杉原商店は大連の瓜谷商店との取引を開始した(杉原佐一『思い出の記』33頁)。

29) 杉原『思い出の記』29頁。

30) 台南支店「参考資料」56-62頁。長妻廣至は、「参考資料」に記載されている「約定品の荷縄」を取り上げて、三井物産にとって農会が取引先として重要であったことを指摘する。長妻廣至「戦前期三井物産」37-41頁。しかし、この資料では、小口売を増大させるための手段として農会との約定が位置づけられている。農会の重要性は依然として高かったが、その内実は変化しており、1920年代には肥料商人との取引が三井物産にとっても重要となっていたと言える。

[大会パネル] 1910~30年代台湾における肥料市場の展開と取引メカニズム（平井健介）

2 肥料購入をめぐる諸問題

(1) 農村金融問題

農民が肥料を購入する際に最も大きな障壁となったのは、農村金融の問題であった。稻作農家の収入の多くが、年2回収穫される糀の販売によってもたらされることは言うまでもない。しかし、台湾の農家経営は、肥料需要の形成が見られていない1910年の段階すでに「中流以下の農家に在りては当期の収穫を以て次期の収穫迄支ふること能はざる」状態であった。³¹⁾その後、台湾銀行を中心とする様々な銀行の支店・出張所が各地に開設されていたが、これら銀行の融資を受けられたのは「大中農企業家及び米商人」に限られていた。³²⁾銀行から融資を受けられない農民には、1913年に発布された台湾産業組合規則に基づいて各地に設立された信用組合が資金を提供することとなつたが、1920年においても「農業特に米作に対する金融は現在尚甚た不十分」³³⁾であったとされる。このほか農会が經營する農業倉庫等も資金融通を行つたが、概して不振であった。こうした金融機関が機能しなかつた要因は「金融機関は無担保の貸出は一般に之を為さず、而して農家の金融を得んとするは糀の未た収穫せられざる時なるか故に担保となすべき糀は未だ存在せず、従て担保を要する資金の融通を受け得ざるなり」という状況であったからである。³⁴⁾無担保融資が行われない限り、農民は金融問題を解決することはできないのである。

このような農民にとって、肥料購入は農家経営をさらに逼迫させた。肥料は決して安価なものではなく、たとえば、台中州農民の約半分を占める小作農の支出（小作料除く）に占める肥料費（自給肥料含む）の割合を見てみると、1915年の段階すでに17.9%に達しており、1923~25年で平均26.6%，³⁵⁾1930年には33%にまで増大していた。すなわち、肥料を用いるということは、生産性の向上によって収入を増やす可能性がある一方、農家支出は必ず20~50%も増大することとなつたのである。そして、肥料を購入するということは、従来、米価の変動によってのみ影響を受けていた農家経営が、さらに肥料価格の変動にも影響を受けることを意味した。これらのリスクを少しでも減らせるか否かが、農民が肥料を購入するに際して重要な関心事となつたのである。

(2) 不正肥料問題

肥料購入に際しての第2の問題は、不正肥料の問題である。管見の限り、台湾において最初に不正肥料の問題が取り上げられたのは、1921年である。³⁶⁾肥料は「専門家と雖も肉眼を以て直ちに善惡を識別し得べきものに非ず」，不正を「敢て製造業者乃至問屋に止らずして、比較的素人³⁷⁾にても内密に敢行する事を得」³⁸⁾ことが可能であるような、情報の非対称性が大きい商品であつ

31) 台湾銀行総務部計算課『中部産米の取引及金融の沿革』1911年、21頁。

32) 台湾銀行調査課『台湾の米』1920年、99頁。

33) 台湾銀行『台湾の米』100頁。

34) 三亜一郎「台湾の米取引改善策」1928年、7頁。

35) 「台中米に関する調査」『台湾農事報』第104号（1915年7月）13-14頁。台中州農会『主要農作物収支経済調査 附同調査三ヵ年平均成績』1925年、37, 44頁。台湾総督府殖産局『農業基本調査書第28 米生産費調査 其の二』1932年、20-23頁。

36) 「肥料の奨励と其取締に就て」『台湾農事報』第171号（1921年2月）6-10頁。

37) 『台湾農事報』第171号、10頁。

た。さらに台湾では民間が利用できる肥料検査機関がないため、農民や商人は肥料取引時に肥料の品質を知ることが困難であった。³⁹⁾したがって、「内地及び外国に於ける不合格品、粗悪品を私かに本島に搬入して、奇利を収めた」輸移入業者が「可なり多かった」とされ、⁴⁰⁾このような輸移入業者から肥料を購入した島内の「営業者中にも今日只慣習的に肥料を取り扱ってゐる丈けで、殆んど肥料のよし悪しを鑑別出来ぬものも相当にあって、従来奸商にだまされ知らず知らずの間に不正又は粗悪品を農家に売り付けて」しまうことが多かった。このような情報の非対称性を減少させることが重要となる。

古田和子は、情報の非対称性を解消させる手段を類型化し、(a)取引当事者の学習、(b)鑑定済み製品の市場の創出、(c)鑑定市場の創出、(d)法整備と罰則規定、に分ける。台湾の肥料市場の場合、肥料の品質を鑑定する専門的仲介者は存在しなかったため、ここでは(c)については割愛する。以下では、台湾において(d)および(b)が解決方法として機能していたのかを考察する。まず、台湾の肥料市場において同業組合による品質検査機能(b)は機能しなかった。というのも、1923年に「取引上諸般の改善と品質の検査等を為す必要」から台湾肥料輸移入商同業組合の設置の動きが見られたが、「申請後発起人に異動あり、且つ其他の事情等発生」のために、設立が1930年まで遅れただけでなく、組合の業務に肥料分析が加わるのは1933年を待たねばならなかっ⁴¹⁾た。一方、(d)については1927年に肥料取締法⁴²⁾(6月4日勅令第156号を以て公布、府令第36号を以

表4 肥料検査状況(1927~39年)

年	営業者数 (A)	臨検件数 (B)	違反数 (C)	臨検率 B/A	違反率 C/B (%)
1927	3,240	34			1.05
1928	4,198	5,889	694	1.40	11.78
1929	4,684	6,578	1317	1.40	20.02
1930	4,800	6,554	1949	1.37	29.74
1931	4,648	7,320	2037	1.57	27.83
1932	4,476	4,754	1065	1.06	22.40
1933	4,402	5,929	1840	1.35	31.03
1934	4,024	6,683	2266	1.66	33.91
1935	3,975	8,531	2323	2.15	27.23
1936	3,306	8,577	2607	2.59	30.40
1937	2,877	6,553	1786	2.28	27.25
1938	2,379	6,541	1514	2.75	23.15
1939	2,275	4,005	606	1.76	15.13

注) 営業者数は、台湾農友会『台灣農事報』第280(116頁), 289(174), 301(177), 313(180), 325(181), 337(173), 347(181), 361(193), 373(184), 385(184), 397(194), 409(193-194)号。

出所) 台湾総督府肥料試験所『肥料要覧 昭和11年』1937年, 14頁; 同『肥料要覧 昭和17年』1943年, 14頁。

38) 『台灣農事報』第203号, 13頁。

39) 台湾では中央研究所農業部と高雄検糖所において成分分析が可能であるが、依頼分析は行われていなかった(「台湾に於ける肥料の取締」『台灣時報』1927年9月号, 31頁)。

40) 「台湾に於ける肥料の取締(一)」『台灣農事報』第251号(1927年11月)6頁。

41) 「台湾に於ける肥料の取締」『台灣時報』1927年9月号, 33頁。

42) 古田和子・牛島利明「情報・信頼・市場の質」(本号所載, 71-82頁)。

43) 太田肥洲編『新台灣を支配する人物と産業史』台灣評論社, 1940年, 143-144頁。

[大会パネル] 1910~30年代台湾における肥料市場の展開と取引メカニズム（平井健介）

て8月1日より施行)が台湾に施行された。肥料取締法によって、従来は届出制であった営業は免許制へ移行するとともに、肥料には成分を記載した保証票の添付が義務とされた。そして、肥料商が法律に違反すれば、総督府は免許を剥奪し営業を停止させることも可能となった。表4は、肥料検査状況を示したものである。まず、臨検件数を営業者数で除した臨検率を見ると、各営業者が約1~3件の肥料検査を受けていることが分かる。次に、違反件数を臨検件数で除した違反率が20~30%と高率であり、それに合わせて営業者数が減少していることは、台湾で不正が横行していたことが示唆されると共に肥料取締法がかなりの効果を挙げたと言えるだろう。しかし、1927~28年を除けば、違反率が最低でも15%に上っており、取締法によても不正を解消するには至らなかったことが読み取れる。以上のように、台湾において、(d)および(b)による解決方法は十分には機能せず、農民にとって、依然として情報の非対称性は大きかった。したがって、農民が肥料取引に飛び込むには、(a)の方法、すなわち取引当事者の間で何らかの解決が図られる必要があった。すなわち、取引当事者間の利害が一致するメカニズムを形成し、機会主義的な行動をとるインセンティブを供給者から取り除く必要があったのである。次節では、この点について考察する。

3 農民の肥料購入行動

(1) 共同購買に対する「信頼」

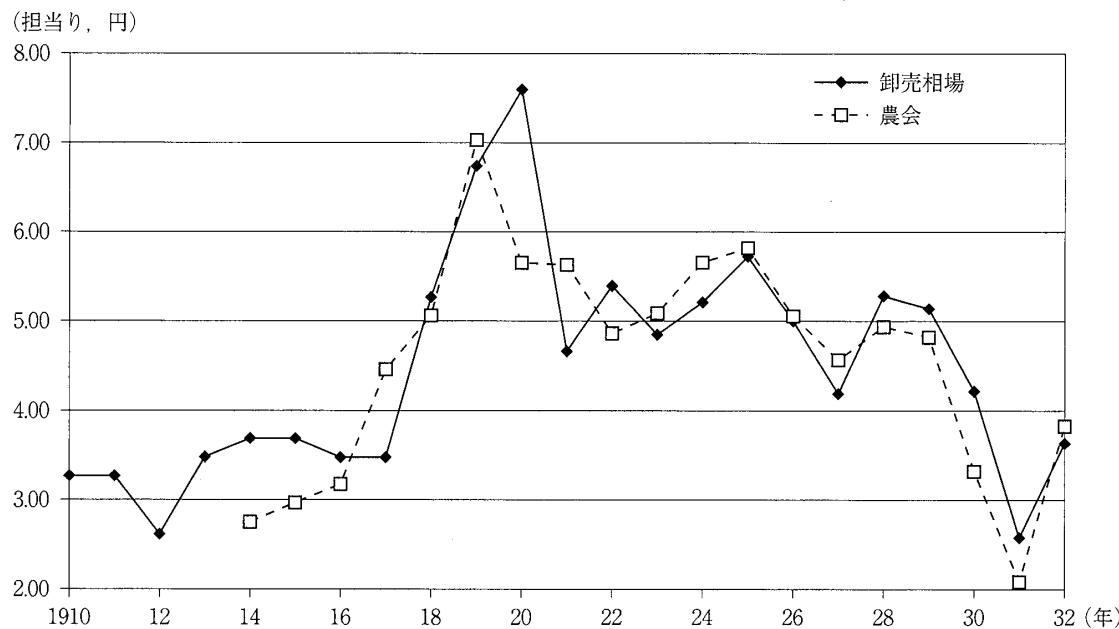
上述したように、農会は、共同購買を通じて農民に肥料を販売する、肥料供給の1つの主体であった。台中において共同購買は1910年から開始され、購買量は年々増大した。表3を見ると、1910年代は1917年を除いて急増しており、1920年代は増加と減少を繰り返しながらも、漸増傾向にあることが分かる。共同購買は、どのようにして農民の抱えていたリスクを減らしたのであろうか。まず、金融面について考察しよう。共同購買肥料は大量購入による割引を受けるため、農民は安価(市価の7~12%⁴⁵⁾安)な肥料を購入することが出来たとされる。しかし、台中における大豆粕卸売価格と農会の共同購買価格を示した図1を見ると、共同購買価格の方が安値であり続けたのは1916年までであり、第一次大戦後以降、共同購買は価格面で必ずしも優位にあったわけではなかったことが分かる。価格の面からみれば、農民にとって共同購買を利用する必要性は徐々に薄れていったと言えよう。より重要であったのは、農会が、肥料代金の返済期限を稻収穫後にまで許可したことである。共同購買した肥料の代金支払い方法は即納と延納があり、延納期

44) 肥料取締法の主な内容は次のとおりである。まず、肥料の製造・輸移入・売買を希望する者は、地方長官の免許を受ける必要があった(第2条)。希望者は、取扱肥料および営業地の住所を届ければ免許を得ることが出来るようになったが(第3条)、免許を交付された者は肥料成分の保証票を商品に添付することを通じて、自らが販売する肥料の成分を保証する義務を負うこととなった(第4条)。総督府は、肥料営業者・運送業者・倉庫業者の施設を臨検し、検査用の肥料を無償で収去できたほか、必要であれば搜索・差押も可能となった(第5条)。そして、不正肥料の所持・販売、虚偽の保証票の添付など、様々な禁止条項と罰金・過料が整備され(第9~11条)、法律に違反した場合や公益上必要と認められた場合は、地方長官は免許を取消したり営業の停止・制限したりすることが可能となった(第7条)。台湾産業組合協議会『肥料取締法』1939年?

45) 台湾銀行調査課『台湾に於ける肥料の現状並将来』1920年、43頁。

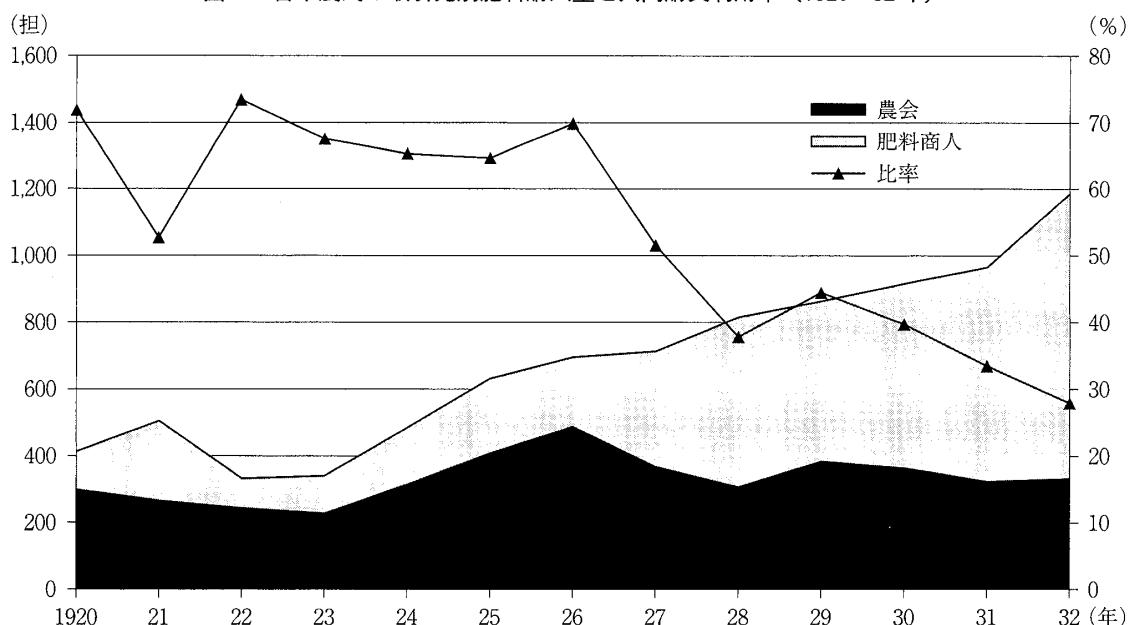
◎『社会経済史学』76-3 (2010年11月)

図1 大豆粕の共同購買価格と卸売価格（1910～32年）



出所) 卸売価格は、台湾総督府官房統計課『台湾総督府統計書』各年。農会の販売価格は、台中州農会『会報』各年。

図2 台中農民の取引先別肥料購入量と共同購買利用率（1920～32年）



注) 1 購入量の多い第一期作用の肥料は、施肥の前年に購入されるため、農会からの購入量は1年分後倒しで記載した。

2 肥料商人からの購入量は、施肥量より農会からの購入量を差し引いて算出した。

出所) 台湾総督府殖産局『台湾農会要覧』1933年、205、217頁。台中州『台中州統計書』各年。台湾総督府殖産局『台湾農業年報』大正9年版、大正10年版。

間は現品引渡後1年以内であった。延納の場合は当然利息が発生するが、利息は100円に付き日歩2銭5厘と低利であったため、農民は共同購買での肥料購入に際し、資金を調達する必要が少なかったのである。たとえば1915年第一期作用の共同購買において即納を選択したものはおら

46) 代金を滞納した場合は、利息の2倍にあたる遅延利息を支払う必要があった。台中州農会「台中州農会肥料購買規定・同施行規則」1915年、第17条。

[大会パネル] 1910~30年代台灣における肥料市場の展開と取引メカニズム（平井健介）

す、全員が延納を選択している。⁴⁷⁾ 共同購買において、農民は金融問題を解決することが出来たのである。

次に、品質の問題について考察しよう。農会が購入する肥料は、化学的検査を経ることで、品質が保証されていた。すなわち、落札者が納入する肥料は、大豆粕では水分 20% 以下、過磷酸石灰では水溶性磷酸 19% 以上、調合肥料では大豆粕と過磷酸石灰の等分配合であることが求められていた。⁴⁸⁾ また、農会が共同購買を行う目的は施肥促進にあり、農会が不正を行いうインセンティブはない。したがって、共同購買の利用に際して、農民の情報探索コストは限りなくゼロに近かったと言えよう。この点は、共同購買の利用率に現れている。農民が水稻作に用いる肥料をどこから調達したのかについて、図 2 を用いて考察しよう。図を見ると、1922~23 年を除いて、施肥量は一貫して増大しているが、1927 年まで共同購買を通じて調達する肥料の比率（共同購買利用率）が 70% 前後を占めていることから、農民は主に共同購買を通じて肥料を購入していたことが分かる。上述したように、当該期において、共同購買の価格は卸売価格を上回ることが多かったことから、農民は肥料の品質面を重視して共同購買を主に利用していたと言えよう。

(2) 肥料商人に対する「信頼」

しかし、1927 年以前においては 30% 前後、1927 年以降は 60% 前後にあたる肥料を、農民は不正が横行する商人との取引を通じて購入する必要があった。

まず、金融問題について考察しよう。稲作農民が肥料を購入するに際して、資金を提供したのは「土壠間」⁴⁹⁾（以下、括弧略）であった。土壠間は、粉搗業者として把握されているが、彼等は基本的には各種商業従事者や地主などであり、多分に投機が含まれる米取引を行うために、稲の収穫期に農村に現れ、収穫前の粉を担保として農民に前貸しを行い、「青田買い」、集荷した粉を粉搗し、その米を取引する。したがって、農民にとって土壠間は金融業者である。土壠間は台灣農村においては唯一、無担保融資を行ったため、多くの農民は「納税又は家計上の費用に充てんか為収穫に先つこと二箇月以前に於て仲買商（土壠間）に売約を結び之か前貸を受」けて、ようやく生活することが可能であった。⁵⁰⁾ そして「本島米取引の慣行は多種多様なりと雖殆んど何れの取引に就ても前貸の伴はざるものなし」という状態となつたのであり、涂の言葉を借りると、土壠間は「農村簡易金融機関として零細農民を隸属せしめ」た。⁵¹⁾ そして、農民は土壠間からの前貸金の一部を用いて肥料商から肥料を購入することで、肥料取引の際の金融上の問題を解決したのである（図 3-①）。しかし、肥料の品質問題は全く解決されていない。なぜなら、この取引下では、

47) 台中府農会『会報 第 7 号（1915 年度）』1917 年、109-111 頁。

48) たとえば、台中州農会『会報 第 12 号（1920 年度）』1921 年、44 頁。

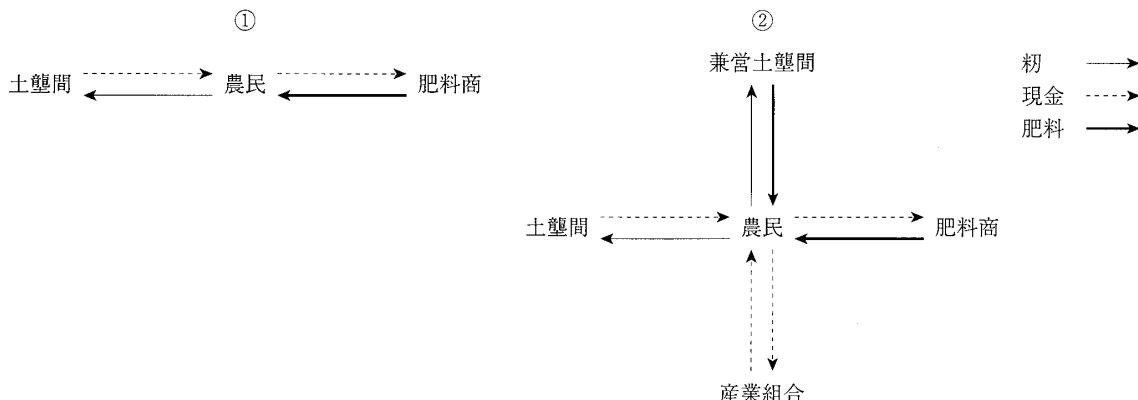
49) 涂照彦は「土壠間は、粉米の集荷をこれまでたんなる金融貸付の返済としての粉米受取から一歩すんで、積極的な粉米獲得のための金融貸付けへと、目的と手段を入れ替え、粉搗業=流通業を本業とする姿に移り変わって」おり「土壠間と地主は人格的にはしばしば同一人でもあった。土壠間は根本的にはこのように、台灣の地主制との共生形態として存在したのである」と指摘する（涂『日本帝国主義下の台灣』201-202 頁）。

50) 台湾銀行『中部産米の取引』21 頁。

51) 台湾銀行『台湾の米』53 頁。

52) 涂照彦『日本帝国主義下の台灣』207 頁。

図3 粿・肥料取引



出所) 筆者作成。

肥料商人にとって稻作農民の糴の収穫量は全く問題ではなく、機会主義的な行動を取るインセンティブは十分に残されていたからである。不正取引の根本的な要因は、肥料が情報の非対称性の高い商品であったことに加え、こうした取引形態にもあったのである。

こうした取引は、1920年代以降、大きな変化を見せるようになった。すなわち、糴と肥料の取引を兼業（糴肥兼業化）する商人が広範に見られるようになったのである。この点について、表5を見てみよう。表は1927年発行の『商工人名録』に記載された、1926年度の営業税20円以上の肥料営業者が1929年および1938年にどのような営業をしていたかを示したものである。1929年は営業税が50円以上の商人、1938年は肥料取締法に基づいて公布された免許を有している者である。表を見ると、まず、1926年段階で57名の商人が記載されているが、約10年後の1938年にはその内15名のみが事業を継続しており、頻繁に退出が見られる市場であったことが分かる。次に、そうした状況下でも事業を継続していたものに注目すると、兼業者が多いことが分かる。すなわち、成發（No.50）に兼業化への移行が確認できなかったことを除けば、10名（No.1, 4, 10, 11, 14, 15, 18, 24, 46, 47）が1926年時点で兼業、4名（No.8, 30, 33, 35）は1926年から1929年の間に専業から兼業へ移行していることが分かる。また、こうした状況は土壠間名簿からも読み取れる。米の主要産地である彰化・員林地区に限ってみると、1926年に台湾総督府が調査した土壠間27名の内7名が肥料営業者名簿にも記載されていた。⁵³⁾ 1920年代半ばにはすでに、肥料商人・土壠間双方から糴肥兼業化の動きが見られており、1930年代には「（肥料）売買営業者にして其の主なるものは土壠間の兼営する所」となった。⁵⁴⁾ 第1節で見た、第一次大戦後に台頭する肥料商人の多くは、1920年代には糴摺業を行う土壠間（このような土壠間を「兼営土壠間」と呼ぶ。以下、括弧略記）であったのである。

なぜ、兼業化の動きが見られるようになったのかを知る手がかりは、管見の限りない。しかし、土壠間について見れば、1920年代後半を境とする経営環境の変化に、その要因を求めることができるかもしれない。土壠間は前貸しを通じて農民から集荷した米を以てしばしば投機を行って

53) 台湾総督府殖産局商工課『台湾米概説』1926年、55-60頁。台湾肥料輸入商同業組合編『台湾肥料輸入商及同製造売買業者名簿』1938年。

54) 台湾銀行調査課「肥料に関する調査物並資料」1934年、14頁。

[大会パネル] 1910~30年代台湾における肥料市場の展開と取引メカニズム (平井健介)

表 5 台中州肥料営業者の動向

	No.	商号	営業主	営業情報 (1926 年度現在)		税額	専業/兼業		
				卸	小売		1926 年	1929 年	1938 年
台中・鹿港	1	勝泰	王成枝	○	○	270	兼業	有	有
	2	高砂商行	高木辰之助	○	○	48	專業		
	3	同春	賴壽	○	○	29	專業		
	4	益泰	洪螺	○	○	65	兼業		
	5	仁和珍	蔡鉄	○	○	73	兼業	兼業	兼業
	6	施成記	施金鼎	○	○	100	專業		
	7	新勝記	張省內	○	○	129	兼業	兼業	有
	8	豊万公司	謝慶	○	○	458	專業		
彰化街	9		黃有礼	○	○	628	兼業	兼業	有
	10	万玉	呂三桂	○	○	261	兼業		
	11	義和	蔡江	○	○	246	兼業	兼業	有
	12	新豊順	蔡深潭	○	○	77	兼業		
	13	合德堯	周茂松	○	○	92	兼業	兼業	有
	14	金順源	林淡	○	○	195	兼業		
	15	復源	王榮	○	○	356	兼業		
	16	新復成	李坤	○	○	120	兼業	兼業	有
	17	金裕源	李鳥洋	○	○	141	兼業		
	18	勝源	波清江	○	○	148	兼業		
	19	新榮源	楊克鐘	○	○	101	專業	兼業	有
	20	合豐	白言	○	○	140	專業		
	21		王寅	○	○	105	兼業		
	22	新裕榮	林耳	○	○	118	兼業		
	23		黃謙	○	○	155	兼業	兼業	有
	24	讚珍	黃珍	○	○	453	兼業		
	25		王火	○	○	212	專業		
	26	通記	蔣全忠	○	○	52	專業		
	27	裕盛	呂天偏	○	○	85	兼業	兼業	有
	28	源協勝	張允	○	○	316	兼業		
員林街	29		黃上水	○	○	129	兼業	兼業	有
	30	和堯	江首安	○	○	112	專業		
	31	黃崇興	黃山水	○	○	108	專業	兼業	有
	32	恒泰	高基量	○	○	103	專業		
	33		張藍枚	○	○	86	專業	兼業	有
	34	振和昌	施海	○	○	93	專業		
	35		許茂	○	○	47	專業		
	36		許欽	○	○	52	專業		
	37	金棕	洪氏却	○	○	118	專業	兼業	有
	38	王協金	王川	○	○	102	兼業		
	39	建益	李水忬	○	○	198	兼業	兼業	有
	40	日新	黃淮	○	○	146	兼業		
	41		張詰	○	○	103	兼業	兼業	有
	42	永盛	馮巧	○	○	77	兼業		
	43	振農	邱鳳	○	○	74	兼業	兼業	有
	44	源堯	林治	○	○	71	專業		
	45	合利	黃合益	○	○	380	兼業	兼業	有
	46	復源	王坤成	○	○	390	兼業		
	47	金復成	王良文	○	○	440	兼業		
	48	協益	巫池	○	○	70	專業		
	49		李燃	○	○	112	專業	兼業	有
	50	成堯	高春定	○	○	59	專業		
	51	協義堯	施能謀	○	○	59	專業		
	52	丁財	丁路才	○	○	265	兼業		
	53	永豐年	王見才	○	○	103	兼業	兼業	有
	54	三和	蔡崇	○	○	36	兼業		
	55	振益	黃大雅	○	○	43	兼業		
	56	聯興	江慶思	○	○	648	兼業		
	57	寬成	鄧修然	○	○	117	兼業	兼業	有

出所) 栗田政治『昭和2年 台湾商工人名録』台湾物産協会, 1927年, 720-724頁。杉浦和作『台灣商工人名錄第三編 台中州商工人名録』台灣実業興信所編纂部, 1930年。台湾肥料輸入商同業組合編『台灣肥料輸移入商及同製造壳買業者名簿』1938年。

いた。とりわけ、第一次大戦後に米価が乱高下すると、活発な投機取引が展開される一方で、投機に失敗し米の受渡しが不可能となる土壠間も続出した。こうした背景の中で、土壠間に出資していた米移出商が、移出商組合の規約によって、1925年に土壠間への前貸しを禁止することとしたため、土壠間は農民への前貸金を調達することが困難となった。⁵⁵⁾また、土壠間は前貸し相手である農民との関係においても困難に直面した。農会は各地に農業倉庫を設置して農家の糀を寄託させ、寄託糀に対して融資を行うようになった。⁵⁶⁾上述したように、農業倉庫は収穫後の糀を担保にして融資するし、また農民に米価変動リスクを負担させるため、あまり機能しなかったが、こうした金融上の問題を負担できる「強い」農民は利用出来たであろう。さらに、1930年代に入って産業組合が土壠間と同様に前貸し（「青田貸し」）を開始し、土壠間からの前貸しよりも好条件で農民に対して耕作資金を融資するようになると、土壠間は「以前は自分の店が直接農民から買ふか或は粟販人を使へば良かったが現今では傭人を置いて三、四十哩も貨物自動車を運行して糀買取に行く状態」に陥った。⁵⁷⁾このように、前貸金の借り手と貸し手の双方から、「土壠間離れ」が進んでいたのである。こうした問題を解決する手段が肥料であり、土壠間は兼営土壠間化を通じて、農民の「土壠間離れ」を防ごうとしたと考えられる。肥料だけが要因ではないだろうが、「土壠間離れ」はある程度回避できた。1935年の農村金融状況を見てみると、米作地の小作農民の借入先のうち、産業組合が20%であったのに対し、土壠間を多く含む「個人金貸業者」からは依然として60%という高利用率を示していた。⁵⁸⁾

産業組合や兼営土壠間も加わった、当該期の肥料取引について図3-②で確認しよう。産業組合との取引は現金で前貸金を返済する点を除けば、土壠間との取引と変わらない。他方、兼営土壠間との取引について、当時の資料では、「(農民は)二月より三月、四月の初めに掛けて金肥を買はねばならぬ。地方土壠間は肥料を前貸して(農民は)代金は青田売の糀で払」っていたこと、⁵⁹⁾「田舎の土壠間は地方の消費米とか肥料を小作農に前貸して糀と交換」していたことが指摘されている。すなわち、第一期作(12~1月開始)の追肥需要期にあたる2~4月に農民が肥料を受容し、その需要に応えた兼営土壠間は、現金ではなく肥料や米を前貸して、糀の集荷に当たっていたのである。

55) 三亜一郎「台湾の米取引改善策」12-13頁。

56) 本来、農業倉庫は「糀摺業者は商機に走り米乾燥の儘粗雑なる方法に於り調整し転売するを以て玄米として長期の保存貯蔵に堪へ」ないために、糀摺業者に代わって米の調整・保管を行う事を目的に設立されたものである（台湾総督府『台湾米概説』68頁）。

57) 台中州産業主事森忠平『台湾産業組合倉庫経営附蓬萊米の取引並に取引上の諸書式』台湾産業組合協会、1934年、57-58頁。

58) 台湾総督府殖產局『農業基本調査書第33 農業金融調査』1935年。米作地とは、原表の借入先に「製糖会社」が含まれていない地域の調査戸数937戸を対象とする。負債原因の内、肥料購入は13%（家計・冠婚葬祭費を除けば22%）である。

59) 台中州産業主事『台湾産業組合倉庫経営』67頁。

60) 台中州産業主事『台湾産業組合倉庫経営』81頁。

61) ただし、「貸付方法は肥料雑貨を現品にて給与することあり又金錢を以て貸付くることある」とされており、全てが肥料で前貸しされていたわけではない。台湾銀行『肥料に関する調査物』14-15頁。

[大会パネル] 1910~30年代台湾における肥料市場の展開と取引メカニズム（平井健介）

このような取引の変化は、土壠間による金融的支配の強化・再編と把握できる。また、土壠間が地主の場合には、取引において社会的関係の影響が大きかったであろう。しかし、農民はまた支配に甘んじる代償も得ていた。それは、このような取引下では、兼営土壠間が肥料をめぐって機会主義的な行動を採らなくなるということである。なぜなら、肥料取引が利益の源泉である肥料商とは異なり、兼営土壠間にあって、肥料の取引は、稻作農民と継続した糀取引関係を構築するための手段でしかない。日本における米不足と台湾における蓬莱種の開発成功を背景として台湾米への需要が好転する中で、土壠間は、農民と継続的関係を構築して「土壠間離れ」を防ぎ、安定的に糀を調達し続ける必要があった。また、土壠間同士の競争も激しく、農民の生産する糀の品質は一定ではないため、より良い品質の糀を入手するには、好条件を提示して農民と良好な関係を構築する必要があった。⁶²⁾ したがって、このような肥料取引下では、取引当事者双方の利害が一致し、兼営土壠間が機会主義的な行動を取るインセンティブは失われているのであり、農民は兼営土壠間と取引することで、肥料品質に対する情報探索コストをかなり低下させられたと考えられる。一方、産業組合からの前貸しを通じて肥料購入資金を調達したとしても、図3-①と同様に、農民は信頼できる肥料商を選択して肥料を購入しなければない。肥料取引の方法が多様化するなかで兼営土壠間との取引が支配的になっていく背景には、情報探索コストを低下させるこのようなメカニズムに対して農民が信頼を寄せていったことがあると言えよう。

おわりに

本稿で考察したことを課題に即してまとめ、結論とする。本稿で最初に指摘したように、台湾の「食糧原料基地」化の過程は、農民に肥料需要を形成していく過程でもあった。その過程は当初、農会の肥料事業によって行われ、農会は情報の信用度を高めるメカニズムを利用・形成しながら、農民に肥料需要を形成していった。しかし、肥料需要が増大していく中で、農会の役割は相対的に後景に退いていった。すなわち、農民の肥料需要が「元肥」から「元肥と追肥」という質的な変化を伴いながら増大する中で、肥料供給は、それまでの「日本商社－農会」に加えて「在台貿易商－台湾人肥料商」の台頭が見られ、農民の肥料需要の拡大は後者との取引に依拠するようになっていた。台湾の肥料市場は、先行研究が指摘する消費量の増大以上のダイナミズムを有していたのである。

このような市場で肥料を購入するに際して、農民は2つの問題に直面した。第1は、安価でない肥料を購入する資金をいかに調達するかという金融問題であり、第2は、不正な肥料の購入をいかに回避するかという不正肥料問題である。金融問題に関しては、銀行、産業組合、農業倉庫などの様々な金融機関が設置されていくが、担保物件を持たない農民の利用は非常に限定的であった。また、不正問題についても、同業組合の品質検査は1933年まで行われなかつたし、1927年に施行された肥料取締法は一定の効果を發揮しつつも不正を解消することはできなかつた。すなわち、当該期の台湾における肥料の質は集権的な方法では充分には担保されない状況にあつた

62) 三亀一郎「台湾の米取引改善策」9頁。

◎『社会経済史学』76-3（2010年11月）

のである。

したがって、品質の良し悪しの判断がつかない農民は、信頼できる相手を探し、現金支出の30%に当たる肥料を購入する以外に方法はなかった。その際、農民のファーストチョイスは、農会の共同購買であった。共同購買は肥料代金の延納が可能であったし、肥料購入機会の提供を目的としており、品質検査も実施されていたため、不正を行うインセンティブがないからである。こうした農会の活動は農民からすれば十分に信頼に足るものであったろう。ただし、追肥需要に必ずしも対応できない点で共同購買は問題があった。農民はやはり、市場で購入する必要があったのである。市場において農民が選んだのは、兼営土壠間であった。前貸し制と結びついた肥料取引下では、兼営土壠間が騙されている可能性もあったが、自らが不正を行うインセンティブはないため、農民からすれば、他の商人に比べて信頼するに足る存在であった。兼営土壠間による前貸しは、農民への「支配」という側面とともに、金融・不正リスクの回避を可能にするという側面も併せ持っていたのである。⁶³⁾

以上のように、金融制度や法制度の不備を補完する形で、農民が信頼できる取引相手を選択していたことが、不正が横行する市場においても肥料需要が減退しなかった一因であると言えよう。従来、産米増殖要請への対応を可能とさせた要因として、総督府が生産性の高い蓬萊種の開発に成功したことが強調されてきた。しかし、その高生産性を担保していた肥料に対する需要の持続的な拡大が、「農民－土壠間」という清朝期から続く粉取引関係の再編によって達成されていたことも同等に重要であったことを見落としてはならないのである。

63) 近世日本の地主・小作契約を検討した高槻泰郎も、前貸しをめぐる「支配」以外の側面について議論している。高槻泰郎「取引統治効果の深化と派生—近世期地方米市場の拡大—」東京大学社会科学研究所ディスカッションペーパーシリーズJ-178（2009年9月）。